

目次

歯科専門職の資質向上検討会

報告書

歯科専門職の資質向上検討会報告書
— 歯科医師臨床研修制度の更なる充実に向けて —

P1

歯科専門職の資質向上検討会報告書
— 歯科技工士国家試験の全国統一化に向けて —

P17

歯科専門職の資質向上検討会委員

P49

歯科専門職の資質向上検討会歯科医師ワーキンググループ委員

P50

歯科専門職の資質向上検討会歯科技工士ワーキンググループ委員

P51

平成26年3月31日

歯科専門職の資質向上検討会報告書

一 歯科医師臨床研修制度の更なる充実に向けて一

1. はじめに

- 近年、多様化するライフスタイル、超高齢社会、医療技術の進展等により、国民の求める歯科医療サービスも高度化・多様化しており、歯科医師臨床研修制度においても、そういった歯科医師養成を取り巻く状況に対応できる歯科医師の資質向上を図ることが必要となってきている。
- 歯科医師臨床研修（以下、「臨床研修」という。）は、平成8年6月に歯科医師法の一部を改正する法律が公布され、歯科医師法に歯科医師免許取得後に1年以上の臨床研修を行うことが努力義務として規定された。
- 歯科医師の更なる資質向上を図るため、平成12年12月に歯科医師法等の改正が行われ、平成18年4月から臨床研修を必修化することが規定された。
- 臨床研修の基本理念は、「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（以下、「省令」という。）において、「歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」と規定されている。
- 省令において、「厚生労働大臣は、この省令の施行後5年以内、この省令の規定について所要の検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」となっていたことを踏まえ、平成19年1月に「歯科医師臨床研修推進検討会」を設置し、議論を重ね、平成21年12月に「歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告」を取りまとめた。それに基づき、新たな臨床研修施設（連携型臨床研修施設）の導入、臨床研修施設の指定要件の見直し（歯科衛生士、入院症例の要件等）等が行われ、平成23年4月から適用されている。
- 今回の制度見直しについては、平成24年11月に設置した「歯科専門職の資質向上検討会」及びその下部組織として、平成25年2月に設置した「歯科専門職の資質向上検討会 歯科医師ワーキンググループ」において、関係者からのヒアリング、歯科医師臨床研修了者調査等を参考に臨床研修制度及び関連する諸制度に関して議論を重ねてきた。今般、平成28年4月から適用予定である新たな臨床研修制度について、以下の報告書を取りまとめた。

2. 研修プログラム

(1) 到達目標、必要な症例数

（現状）

- 研修プログラムは、臨床研修の実施に関する計画であり、特色、臨床研修の目標、研修歯科医の指導体制等の事項を記載することとなっている。なお、単独型又は管理型臨床研修施設に設置されている臨床研修の実施を統括管理する機関である研修管理委員会が作成することとなっている。
 - 「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下、「施行通知」という。）において、「臨床研修の目標」は、「歯科医師臨床研修の到達目標」（別添）を参考にし、臨床研修施設が当該研修プログラムにおいて研修歯科医の到達すべき目標（以下、「研修プログラムの到達目標」という。）として作成するものであり、「歯科医師臨床研修の到達目標」を達成できる内容であること。」と規定されている。
 - 「歯科医師臨床研修の到達目標」は、「基本習熟コース」（研修歯科医自らが確実に実践できること）と「基本習得コース」（頻度高く臨床において経験することが望ましいもの）から構成されている。
- （課題）
- 研修管理委員会は、
 - ・ 歯科訪問診療等の超高齢社会に対応した項目
 - ・ 異物誤飲・誤嚥等のインシデント及びアクシデントの予防等に関する項目をさらに充実させた研修プログラムを作成すべきとの指摘がある。
 - 平成22年度、平成23年度に実施した「歯科医師臨床研修了者調査」（厚生労働省医政局歯科保健課調べ）によると、
 - ・ 平成22年度については、歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院の単独型研修プログラムの者が1年間に実際に治療をした延べ患者数は、管理型研修プログラムの約半数であった。
 - ・ 臨床研修を受けた施設を選んだ理由（複数回答可）として、「臨床研修プログラムが充実していること」（約42%）、「多くの症例が経験できること」（約34%）の順に回答が多かった。
 - ・ 到達目標を達成するために必要な項目（複数回答可）として、「本人の努力」（84%）、「手技の実践」（約80%）、「十分な症例数」（約75%）の順に回答が多かった。等が認められた。

○ しかしながら、臨床研修を実施していく上で、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数だけでなく、研修の内容や方法等といった研修の質も重要であるとの指摘もある。

○ 研修管理委員会は、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数や研修の内容や方法等について、研修予定者が研修プログラムを選択する際に参考にできるよう、研修プログラムに具体的に明記すべきとの指摘がある。

○ 「研修プログラムの到達目標」を達成するために必要な症例数や研修の内容や方法等について、基準を設けるべきとの指摘がある一方、これらの基準を設けると、特色のある研修プログラムを作成することが困難になるとの指摘もある。

〈見直しの方向性〉

○ 研修管理委員会は、超高齢社会に対応できる歯科医師を育成するため、「歯科医師臨床研修の到達目標」に規定されている歯科訪問診療等に関する項目について、原則として、研修歯科医が体験できるような研修プログラムを作成すべきである。

○ 「研修プログラムの到達目標」に含まれる分野について、協力型臨床研修施設や研修協力施設等を活用し、研修歯科医が見学や補助ではなく、自ら診療する機会の増加に努める。

○ 研修管理委員会は、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数、研修の内容や方法等を具体的に研修プログラムに明記することとし、これらの情報は次回の制度見直しの基礎資料とする。なお、研修プログラムに記載すべき事項については、別紙「研修プログラム記載例」を参照する。

(2) 評価方法

〈現状〉

○ 臨床研修の修了判定は、研修期間の終了に際し、研修管理委員会が、研修実施期間の評価、臨床歯科医としての適性を除く「研修プログラムの到達目標」の達成度の評価、臨床歯科医としての適性の評価を行い、それに基づき、管理者が修了を認めることとなっている。

○ なお、臨床歯科医としての適性を除く「研修プログラムの到達目標」の達成度の評価については、施行通知において、「管理者は、研修歯科医があらかじめ定められた研修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を行い、少なくとも到達目標に示されたすべての項目について目標を達成しなければ、修了と認めてはならないこと。」と規定されている。

〈課題〉

○ 臨床研修の修了判定は、研修管理委員会が定める評価基準により、適切に行われるべきとの指摘がある。

○ 研修管理委員会は修了判定の評価を行う際の基準等を研修プログラムに具体的に明記すべきとの指摘がある。

○ 修了判定の評価を行う際の項目だけでも、標準化すべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

○ 研修管理委員会は、修了判定の評価を行う際の項目や基準等を研修プログラムに具体的に明記することとし、あわせて、当該研修プログラムを修了した者が1年間で経験した平均症例数等の実績を報告することとする。なお、これらの情報は、次回の制度見直しにおいて、標準化の必要性も含めた検討を行う際の基礎資料にする。

(3) 研修期間

〈現状〉

○ 歯科医師法第16条の2第1項において、「診療に従事しようとする歯科医師は、1年以上、歯若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。」と規定されている。

○ 平成26年度に届出されている研修プログラムのうち、研修期間が1年のものは約300件、2年のものは約30件であった。

○ 主に病院歯科において、1年間の臨床研修修了後に後期研修を実施しているところもある。

○ また、平成25年度から、指導医が研修歯科医に対し指導を行った研修期間も歯科医師臨床研修費補助金の対象となっている。

〈課題〉

○ 臨床研修制度としての期間は、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に検討すべきであり、安易に研修期間を延ばすべきではないとの指摘がある。

○ 一方で、より充実した麻酔研修や入院患者等に対する全身管理の研修を実施するため、研修期間を2年間にすることも考慮すべきとの指摘もある。

〈見直しの方向性〉

- 今後、臨床研修制度としての期間については、研修歯科医1人が経験すべき必要な症例数、研修の内容や方法、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に見直すことが望まれる。
- より充実した麻酔研修や入院患者等に対する全身管理の研修を実施するため、2年プログラムを実施している臨床研修施設への更なる配慮も必要である。

3. 臨床研修施設群の構成

(1) 臨床研修施設の指定及び取消し

〈現状〉

- 臨床研修施設の指定の基準及び取消しは、省令において規定されている。

「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」(平成17年6月28日)(抜粋)
(指定の基準)(抜粋)

第六条 厚生労働大臣は、第四条第一項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、単独型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、研修協力施設と共同して臨床研修を行うとする場合には、第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状態を併せて考慮するものとする。

四 臨床研修を行うために必要な症例があること。

十一 受け入れる研修歯科医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状態を併せて考慮するものとする。

一 前項各号に適合していること。

3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があった場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定をしてはならない。

一 第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十号から第十三号までに適合していること。
(平二厚勞令六八・一部改正)

(指定の取消し)(抜粋)

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

一 臨床研修施設の区分ごとに、第六条第一項から第三項までに規定するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。

二 第六条第四項第二号に該当するに至ったとき。

三 第七条から第十二条までの規定に違反したとき。

四 その開設者又は管理者が前条第二項の指示に従わないとき。

2 厚生労働大臣は、臨床研修施設群の臨床研修施設の構成に変化がある場合には、当該臨床研修施設群に係る一又は二以上の臨床研修施設の指定を同時に取り消すことができる。

(平一九厚勞令一〇・一部改正)

○ 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」において、臨床研修病院の指定の基準に「入院患者の数については、年間3000人以上であること。」と規定されている。

〈課題〉

○ 複数年連続して研修歯科医を受け入れていない臨床研修施設がある。

○ 管理型臨床研修施設が研修歯科医の受け入れの有無等を理由に協力型臨床研修施設を臨床研修施設群の構成から削除することについて、省令等に規定されていない。

○ 臨床研修施設群を構成する協力型臨床研修施設における研修歯科医の受入状況や指導体制等についての管理が不十分な研修管理委員会もあるとの指摘がある。

○ 「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数等を確保するため、臨床研修施設の指定の基準として、患者数等を明確に規定することや、実態に応じた募集定員の調整等を行うべきとの指摘がある。

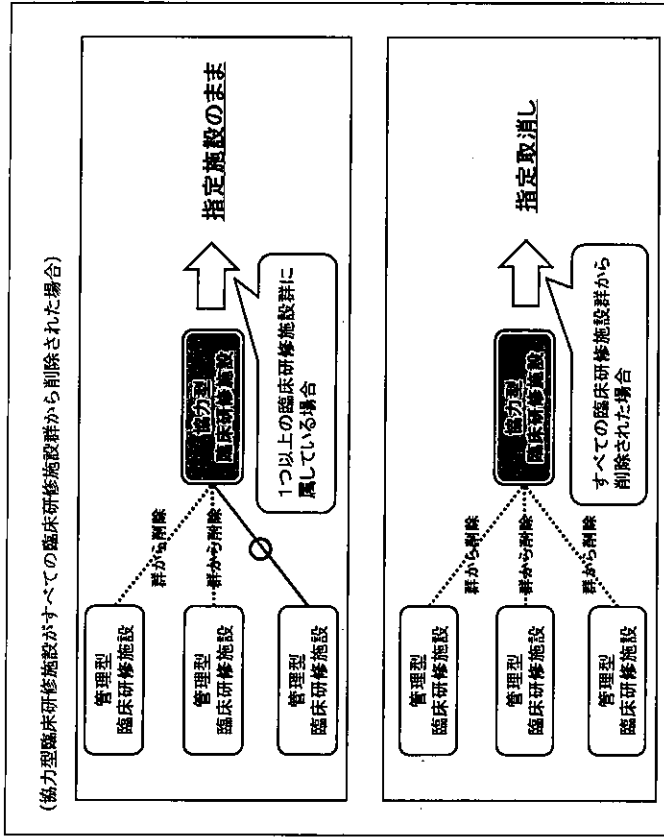
〈見直しの方向性〉

○ 単独型・管理型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、厚生労働大臣は、研修管理委員会の意見を総合的に勘案し、医道審議会に諮った上で、原則、指定の取消しを行う。

○ 協力型臨床研修施設で、例えば3年連続して研修歯科医を受け入れていない場合、臨床研修プログラムの実質の担保の観点から、研修管理委員会は、各協力型臨床研修施設の実績等を総合的に勘案し、原則、臨床研修施設群からの削除を行う。

○ また、協力型臨床研修施設のみ指定されている臨床研修施設がすべての臨床研修施設群から削除された際は、厚生労働大臣は、指定の取消しを行う。

○ なお、複数の管理型臨床研修施設群に属している（複数の管理型臨床研修施設に対し、並行申請している）協力型臨床研修施設と各管理型臨床施設との間で、研修歯科医の受け入れ状況、研修の実施状況等について、調整する枠組みを設定することが必要である。

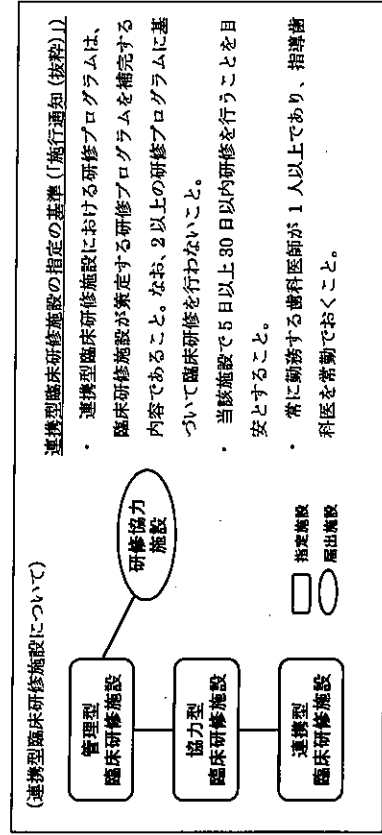


○ 臨床研修施設の指定の基準に患者数等を規定することや、実態に応じた募集定員の調整等を行うことについて、必要に応じて、「歯科医師臨床研修の到達目標」等と一体的に検討する。

(2) 連携型臨床研修施設

<現状>

○ 「歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告」を踏まえた臨床研修制度見直しにより、平成23年度から新たな臨床研修施設として、「連携型臨床研修施設」を追加し、平成25年度から運用を開始したところ。



○ 管理型臨床研修施設群に連携型臨床研修施設を追加する場合は、新たに臨床研修施設群を設ける必要がある。

<課題>

- 歯科診療所等への連携型臨床研修施設の周知が不足しているとの指摘がある。
- 連携型臨床研修施設を追加する場合は、新たに臨床研修施設群を設ける必要がある等、手続きが煩雑であることから、指定の申請が少ないとの指摘がある。
- 連携型臨床研修施設の在り方等について、検討を行うべきとの指摘がある。

<見直しの方向性>

- 運用が開始されたところであるため、連携型臨床研修施設の指定申請の状況等を注視し、次回の制度見直しにおいて、その在り方等について、引き続き検討する。

4. 指導・管理体制

(1) 指導歯科医

<現状>

- 施行通知において、指導歯科医になるためには、指導歯科医講習会の受講が必須であるが、繰り返し受講の規定はない。
- 指導歯科医講習会の開催期間について、「歯科医師の臨床研修に係る指導歯科医講習会の開催指針について」(平成16年6月17日付け医政発第0617001号)において実質的な

講習時間の合計が16時間以上で開催すること、ワークショップ形式で実施すること等を規定している。

〈課題〉

- 指導歯科医は指導歯科医講習会を繰り返し受講する等、研さんを積み重ねるべきとの指摘がある。
- 連続して16時間以上指導歯科医講習会を受講することが困難な歯科医師もいるため、単位制とする等、受講しやすい環境にすべきとの指摘がある。
- 各大学において、開催しているFD研修(※)の受講経験等も考慮すべきとの指摘がある。

〔 ※FD (Faculty Development)

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組。〕

〈見直しの方向性〉

- 指導歯科医講習会の開催指針、実施方法及び受講方法等について、制度見直し後の臨床研修の開始までに、別途検討の場を設け、見直すこととする。

(2) プログラム責任者

〈現状〉

- プログラム責任者は、指導歯科医であることが前提となっており、施行通知において、「指導歯科医及び研修歯科医に対する指導等を行うために、必要な経験及び能力を有しているものでなければならぬ」、「研修プログラムごとに1人配置されることが望ましい」と規定されている。
- プログラム責任者の役割は、研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修歯科医に対する助言、指導、その他の援助を行うこととなっている。
- 現在、厚生労働省では、プログラム責任者を養成する講習会(以下、「プログラム責任者講習会」という。)に対して補助事業を行っており、各臨床研修施設のプログラム責任者が任意で受講している。

〈課題〉

- プログラム責任者の資質向上をはかるため、プログラム責任者講習会の受講を要件にすべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- プログラム責任者講習会は指導歯科医講習会の在り方と一体的に見直すことが望まれる。

5. その他

(1) 研修歯科医の地域偏在等

〈現状〉

- 研修歯科医の募集数の8割以上を歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院が占めていることから、歯学を履修する課程を置く大学のある都道府県に研修歯科医が集中している。
- 平成25年度までに、病院歯科及び歯科診療所のうち、単独又は管理型臨床研修施設として指定を受けた施設は、約160施設である。
- 平成24年度厚生労働科学研究によると、研修歯科医が在籍する地域は、歯学を履修する課程を置く大学に附属する病院のある地域で多く認められた。また、平成24年度医師・歯科医師・薬剤師調査においても、同様の傾向が認められた。

〈課題〉

- 病院歯科及び歯科診療所等が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画をさらに推進する施策等を検討し、臨床研修施設の選択肢を広げべきとの指摘がある。
- 歯科医師の地域偏在は、研修歯科医の在籍の分布も影響しているとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 病院歯科及び歯科診療所等が単独型・管理型臨床研修施設として、臨床研修への参画を推進していくために必要な施策等について、必要に応じて検討する。
- 研修歯科医の地域偏在は歯科医師の地域偏在の動向等を踏まえ、必要に応じて検討する。

(2) 臨床研修制度の周知

〈現状〉

- 厚生労働省ホームページにおいて制度等について周知するとともに、大学関係者・都道府県担当者等に対して機会をとらえ情報提供を行っている。

〈課題〉

- 厚生労働省は、研修歯科医の歯科診療に対する国民の協力が得られるよう、国民に向けて制度の周知を行うべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 国民に向けて、臨床研修制度を周知するための媒体を作成する。

(3) 研修歯科医の採用

〈現状〉

- 臨床研修施設は、筆記試験や面接等を実施し、研修歯科医の採用を決定している。
- GBT(*)・OSCE(**)は、歯学を履修する課程を置くすべての大学において、臨床実習開始前に実施することになっている。

* GBT (Computer Based Testing)

臨床実習に必要な知識の総合的な理解の程度をコンピューターを用いて客観的に評価する試験

** OSCE (Objective Structured Clinical Examination)

臨床実習を開始するにあたって、具備すべき必須の診療能力を実技試験方式で評価する試験

- 研修歯科医の募集要項に、GBT・OSCEの結果を必要提出書類としている臨床研修施設もある。
- 歯科医師臨床研修マッチングの特例措置として、下記の要件を満たす受入施設、マッチング施設および研修予定者の三者が、研修プログラム開始までの間に、書面により合意に達した場合は、歯科医師マッチングの結果に関わらず、受入施設の募集定員を超えない範囲で、マッチングから受入施設への研修予定者の異動・受入れを認めている。

(本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件)

- ① 受入施設 (研修予定者をマッチング施設から受入れて臨床研修を開始する施設)
 - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
 - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位登録を行っている。
- ② マッチング施設 (歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設)
 - (1) 歯科大学 (大学歯学部) 附属病院である。
- ③ 研修予定者 (歯科医師臨床研修を受けようとする者)
 - (1) 受入施設の希望順位登録を行っている。
 - (2) マッチング施設から受入施設へ異動する意思がある。

〈課題〉

- 研修歯科医の選考の際に、できるだけ募集定員の充足を確保する観点から、客観的な指標のひとつである GBT・OSCE の結果が補助的な役割となり得るとの指摘がある。
- 臨床研修施設は、
 - ・ 研修歯科医の選考の際に、臨床研修施設が研修予定者の臨床実習の実施状況を把握する
 - ・ 臨床研修開始時に、研修歯科医の臨床実習における到達目標の達成状況等を臨床研修施設が把握し、臨床研修を円滑に開始する
- 等のため、「診療参加型臨床実習・臨床研修連携手帳」(連携ログブック)を参考にし、どのような指摘がある。
- 研修歯科医が本来望んでいた研修を受けられる機会を確保するため、歯科医師臨床研修マッチングの特例措置については、次回の制度見直しまでの間、認めるべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 研修歯科医の採用は、各臨床研修施設で筆記試験や面接等で決定しているが、その際に、客観的な指標のひとつである GBT・OSCE の結果や連携ログブックが補助的な役割となり得ることが考えられる。
- 歯科医師臨床研修マッチングの特例措置については、次回の制度見直しまでの間、認めることとする。なお、この特例措置は歯科医師マッチングにおいて、受入施設が登録した採用希望者の順位の結果を優先する。

6. おわりに

- 臨床研修制度が必修化され、7年以上が経過した。指導歯科医の要件の一つとして、7年以上の臨床経験を有することが規定されており、臨床研修を修了した者が指導歯科医として臨床研修に参画する機会が増加してきている。こういった指導歯科医が臨床研修での自らの経験を活かし、指導にあたることが望まれる。
- 今回の制度見直しにおいて、「研修プログラムの到達目標」の達成に必要な症例数、研修の内容や方法、修了判定の評価を行う際の項目や基準等について、研修プログラムに明記することとしたため、5年を目標とし、所要の検討を行い、必要な措置を講じていくこととする。
- 次回の見直しの際は、どのような歯科医師を育成すべきかを踏まえた上で、卒前教育、国家試験、臨床研修から始まる生涯研修(大学院進学、専門医等)を通じて、一貫した歯科医師養成を十分に考慮した検討を行うべきである。その際、諸外国の歯科医師をとりま

- 制度（例えば、生涯研修や専門医制度等）にも注視する必要がある。
- また、歯科医師需給問題や女性歯科医師の増加を踏まえ、出産育児等の支援を含めた歯科医師としてのキャリア形成の在り方についても、考慮すべきである。
- 今後、本報告書をもとに、制度の一層の向上が図られることを期待したい。

別紙

〈研修プログラム記載例〉

(例1) (A 病院研修プログラム)

到達目標	研修の内容	研修の方法	目標症例数	平均症例数 (昨年度実績)	修了判定の 基準及び評価 方法
総合診療計画	1) 一口腔単位の治療計画の立案	・外来での診 査 ・抄読会並び に症例検討 会への参加 ・指導歯科医 との検討	○例	○例	研修歯科医 手帳を用い、 指導歯科医 が評価を行 う。 (ただし、○ 例以上経験 しているこ とが必要。)
【一般目標】 効果的で効率の良い歯科診 療を行うために、総合治療 計画の立案に必要な能力を 身に付ける。					
【行動目標】	2) 症例検討 会での報告		○例	○例	
① 適切で十分な医療情報 を収集する。					
② 基本的な診察・検査を実 践する。					
③ 診察・検査の所見を判断 する。					
④ 得られた情報から診断 する。	3) 患者への 治療計画の 説明と同意		○例	○例	
⑤ 適切と思われる治療法 および別の選択肢を提示す る。					
⑥ 十分な説明による患者 の自己決定を確認する。					
⑦ 一口腔単位の治療計画 を作成する。					

(例2) B 大学附属病院研修プログラム

	研修の内容、方法	修了判定の項目、基準、評価方法
臨床基本研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会等出席・安全対策研修会 (年2回)、感染対策講習会 (年2回)、AED講習会 (年1回)、医療機器安全管理に関する研修 (年2回) ・ 研修歯科医セミナー (毎週) ・ 臨床症例発表会 	<p>オリエンテーション、各種講習会、研修歯科医セミナーの出席を評価する。研修歯科医セミナーでは報告書を提出し、研修プログラム責任者が評価する。</p>
協力型臨床研修施設での研修	各協力型臨床研修施設のプログラムによる研修を行う。	協力型臨床研修施設で研修している研修歯科医は、「1週間のフリードバック」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。研修期間終了時に、歯科臨床研修センターで作成した研修歯科医評価表・概略評定により各協力型研修施設の指導歯科医が評価し、歯科臨床研修センターに提出する。
総合診療研修	総合診療室で口腔単位の総合診療による研修を行う。 別添にある各到達目標の目標症例数を達成できよう、研修を行う。	研修歯科医手帳の評価チェック表に基づき、ケース設定リクワイアメント等を確認しながら指導歯科医が確認を行う。研修歯科医は、「1週間のフリードバック」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。
ローテーション研修	保存科系・補綴科系・口腔外科系のうち、3系を4ヵ月毎にローテーションする。	それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。研修歯科医は、「1週間のフリードバック」を毎週、歯科臨床研修センターに提出し、研修プログラム責任者が評価する。
全身管理研修	全身管理研修診療科で概ね1ヵ月(半日/週)40週、1日/週(20週)の研修、あるいは口腔外科ローテーションにおける病棟研修か病棟施設のある協力型臨床研修施設にて研修を行う。	それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。

選択研修	<p>歯科麻酔科外来、高齢者歯科、障害者歯科、インプラント外来、顎関節治療部、矯正歯科外来、歯科放射線科外来、小児歯科外来にて研修を行う。各診療科が提示する選択研修プログラムを研修歯科医が選択し、選択研修希望表を提出する。</p>	それぞれの診療科が設定した行動目標について、自己評価、指導歯科医による評価を行う。研修態度、研修達成度を総合的に評価する。
------	---	---

(別添) B 大学附属病院研修プログラム

到達目標	症例の内容	目標症例数	平均症例数(昨年度実績)
高頻度治療			
【一般目標】			
一般的な歯科疾患に対処するために、高頻度に遭遇する症例に対して、必要な臨床能力を身に付ける。			
【行動目標】			
① う蝕の基本的な治療を実践する。	1) レジン修復 2) . . .	○例	○例
② 歯髄疾患の基本的な治療を実践する。	1) 歯内治療 2) . . .	○例	○例
③ 歯周疾患の基本的な治療を実践する。	1) 歯周治療 2) . . .	○例	○例
④ 抜歯の基本的な処置を実践する。	1) 口腔外科処置 2) . . .	○例	○例
⑤ 咬合・咀嚼障害の基本的な治療を実践する。	1) 歯冠補綴治療 2) 部分床義歯治療 3) 全床義歯治療 4) . . .	○例	○例

歯科専門職の資質向上検討会報告書

一 歯科技工士国家試験の全国統一化に向けて

1. はじめに

- 我が国では多様化するライフスタイル、人口の急速な高齢化、医療技術の進展により、基礎疾患を有する高齢者の歯科診療受診機会の増加や在宅歯科医療のニーズの増加等、国民の求める歯科医療サービスは高度化、多様化している。
- このようなか、平成 23 年に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立し、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の責務が明文化され、歯科口腔保健を総合的に推進していくことが必要とされている。
- 歯科技工技術はめざましい進歩をとげてきており、国民に安全で質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科技工士に係る教育を充実させ、より資質の高い歯科技工士を養成していくことが不可欠である。
- そのため、平成 24 年 11 月に「歯科専門職の資質向上検討会」（以下、「検討会」という。）を新設し、本検討会の中で歯科技工士の国家試験の全国統一化等について議論を深めるため、「歯科技工士ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）の設置が認められ、現在まで検討会を計 3 回とワーキンググループを計 7 回行い、これまでの議論、検討の結果を取りまとめためたので、ここに報告する。

2. 歯科技工士の養成について

(1) 教育内容の見直し

- 1) 教育内容の大綱化と単位制の導入
〈現状〉
 - 指定基準の教育内容は、歯科技工士学校養成所指定規則において、学科目ごとの時間制を採用している。
 - 歯科衛生士等の他の医療関係職種は、指定基準の教育内容は、学科目が大綱化され、単位制を採用している。

歯科技工士学校養成所指定規則

第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりである。
三 別表の学料課程を有すること。

別表（第二条関係）

学科目	総時間数
外国語	三〇
造形美術概論	一五
関係法規	一五
歯科技工学概論	五〇
歯科理工学	二二〇
歯の解剖学	一五〇
顎口腔機能学	六〇
有床義歯技工学	四四〇
矯正歯科技工学	四四〇
小児歯科技工学	三〇
歯科技工実習	五二〇
小計	二,〇〇〇
選択必修科目	二〇〇
合計	二,二〇〇
備考	
1 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、矯正歯科技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。 2 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は 歯科技工士によつて教育するものとする。 3 選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。	

〈課題〉

- 養成施設が独自性を発揮して、弾力的なカリキュラムの編成に積極的に取り組めるように、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入が必要である。
- 教育内容を学科目ごとの時間制から単位制に変更する場合、教育現場で混乱が生じないように、事前に広く周知する必要がある。
- 歯科技工士学校指定規則に規定する歯科技工実習について、養成施設で行う基礎的な実習のみでは、歯科技工を実施する施設の仕組みが理解できず、資格を取得した直後に業務を円滑に実践することができないとの指摘がある。
- しかし、学生が歯科技工を実施する施設を訪れ、見学等を行うことについては、受け入れ体制等を整える必要がある。

〈見直しの方向性〉

- 養成施設が独自性を発揮して、積極的に弾力的なカリキュラムの編成に取り組めるように、最低限必要な知識や技能を見直し、別紙1を参考とし、教育内容の大綱化を図り、単位制の導入に向けて検討する。
- ただし、教育内容の大綱化及び単位制を導入する場合は、教育現場の混乱を避けるとともに、歯科技工士国家試験の出題範囲を明確にするため、出題基準の見直しも併せて行う必要がある。
- 教育内容の大綱化と単位制の導入の時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- また、教育内容については、歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化にも対応できるように、CAD/CAMやインプラント等についても追加することが必要であると考えられるが、新たな器具や機械の整備等により養成施設に多大な負担がかからないように配慮する必要がある。

(2) 教育体制の見直し

1) 歯科技工士学校養成所指定規則の改正について

〈現状〉

- 歯科技工士学校養成所指定規則において、歯科技工士の修業年限は二年以上と規定しており、学生の学級定員については、一学級10人以上35人以内としている。
- 専任教員については、歯科技工に関して相当の経験を有する歯科医師、歯科技工士とすることとしている。

歯科技工士学校養成所指定規則

第二条 令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりである。

二 修業年限は、二年以上であること。

(略)

四 前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師二人以上を含む適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。

五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。

〈課題〉

- 歯科技工士の教育内容を更に充実したものとすするためには、養成施設の修業年限の延長や学級定員の減員について、検討する必要があるとの指摘がある。
- しかし、短期間のうちに修業年限の延長を行う場合、学生の確保や施設備の増設等に伴う費用負担が必要となる等、養成施設における経営上の問題も指摘されている。
- また、学級定員の減員を行う場合、養成施設における経営上の問題等から、質の高い教員の確保が困難になるとの指摘もある。
- 専任教員については、教員の質により学生に教授する方法が異なる可能性があるため、専任教員の養成や教育が望まれる。

〈見直しの方向性〉

- 専任教員の養成、教育が課題として挙げられていることから、今後は専任教員の要件として、歯科技工の業務に従事した年限等を追加することや教員のための講習会等を充実していく。

2) 歯科技工士養成所指導要領の改正について

〈現状〉

- 養成施設の指定や変更の承認の申請については、授業を開始しようとする日（変更承認にあつては、変更を行うおとす日）の「5か月前まで」に、申請書は都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならぬが、歯科衛生士等の他の医療関係職種では「6か月前まで」としている。
- 養成施設の入学審査のため、学生は健康診断書を提出しなければならぬが、歯科衛生士等の他の医療関係職種においては、入学審査のために学生に健康診断書を求めていない。
- 養成施設が備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科技工に係る技術革新やその教育方法の変化により、不要となっている物や新たに追加すべき機械器具等がある。
- 寄宿舎については、通知を行った昭和51年当時と比べ、学生のニーズや養成施設の考え方が変化している。

歯科技工士養成所指導要領

第二 一般的事項

1 歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚生省令第三号。以下「指定規則」という。)第二条第一項に基づく指定の申請及び第四条第一項の変更の承認の申請を行うに当たっては、遅くとも授業を開始しようとする日(変更の承認にあつては、変更を行うおとうとする日)の五か月前までに、申請書を養成所の設置予定地(変更の承認にあつては養成所の所在地)の都道府県知事を經由して厚生大臣に提出すること。

(略)

第三 学生に関する事項

2 入学資格の審査のため、高等学校の卒業証書の写等大学に入学することができる者であることを証する書類調査および健康診断書および健康診断書を提出させること。

(略)

第七 教育用機械器具、標本、模型および図書に関する事項

1 教育に必要な機械器具、標本および模型は、別表を基準として同時に実習を行う学生数に応じて備えられていること。

(略)

第八 寄宿舎に関する事項

- 1 寄宿舎がある場合には、学生一人当りの居住面積は三・三平方米以上とし、原則として室ごとの定員は四名以内とすること。やむを得ず多人数を一室に居住させる場合は勉学の妨げとならないよう適当な措置が講じられていること。
- 2 洗面所及び便所は、学生の数に応じて不自由のないよう整備されていること。
- 3 保健衛生、休業、面会および娯楽に必要な施設が設けられていること。
- 4 男女の学生を寄宿舎に収容する場合は、男子と女子とを同一のむねに収容してはならない。ただし、完全な区画を設け、かつ出入口を別にした場合には、この限りでない。
- 5 寄宿舎には舎監をおくこと。
- 6 寄宿舎の維持管理に関するその他の注意事項は、事業附属寄宿舎規程(昭和二十一年〇月三一日労働省令第七号)に準ずること。

(見直しの方向性)

- 養成施設の指定や変更の承認申請については、他の医療関係職種と整合性を保つため、授業を開始しようとする日(変更承認にあつては、変更を行おうとする日)の「5か月前まで」を「6か月前まで」とすることが適切と考えられる。
- また、他の医療関係職種との整合性や現代のニーズに鑑み、健康診断書及び寄宿舎に関する事項を削除することが適切であると考えられる。

- 養成施設が教育のために備えるべき機械器具や標本、模型は、歯科技工士を実施する施設や教育現場を考慮した上で、別紙2の内容を参考とした改善を行う必要がある。

3. 歯科技工士国家試験について

(現状)

- 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許(現在は厚生労働大臣免許)になったが、実地試験の実施の面から試験は当分の間、歯科技工士養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 試験科目、試験時間、合格基準や出題基準等は「歯科技工士国家試験実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)で厚生労働省が定めており、試験形式等の詳細な事項に関しては、都道府県知事が試験委員会を開催して、試験問題を作成している。
- 歯科技工士国家試験の全国統一化については、平成24年11月に「歯科専門職の資質向上検討会」で了承され、歯科技工士法の改正法案が国会に提出されたところである。

歯科技工士法

第十二条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。

- 2 前項の規定により厚生労働大臣が行う試験に関する事務の全部又は一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和57年法律第1号)

附則第二条 歯科技工法の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。

(1) 実施体制について

(課題)

- 試験及び合格発表の日時については、現在は都道府県で決定し、年度内に合格発表を行っているため、試験を統一化した後もできるだけの速やかに歯科技工士免許の登録ができるように、合格発表の日時を設定すべきとの指摘がある。
- 学説試験と実地試験を同じ日に行うと、受験者の負担が過大であるため、別の日に設定することが望ましいとの指摘がある。
- 試験運営の効率性等を図る観点から、試験地を兼約する必要があるため、また、実地試

験については、歯科技工を行うことができる実習室等を確保する必要がある。

- 試験地については、想定される受験者数や試験の実施体制等を考慮する必要がある。

〈見直しの方向性〉

- 試験に合格した者が、できるだけ速やかに歯科技工の業務に従事できるように、年度内に合格発表を実施する。
- 試験地については、想定される受験者数や他の医療関係職種の実施体制等を踏まえ、決定する必要がある。

(2) 学説試験について

〈現状〉

- 都道府県が実施している歯科技工士国家試験の筆記試験問題数は、記述式や語句記入式を含めて、60題から100題（平均80題程度）である。

〈課題〉

1) 試験科目

- 試験科目については、歯科技工士法施行規則で齒科理工学、齒の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規と規定しているが、見直しを予定している教育内容の大綱化を踏まえ、検討する必要がある。

2) 出題基準

- 平成24年版歯科技工士国家試験出題基準についても、見直しを予定している教育内容の大綱化を踏まえ、改善を検討すべきである。

3) 出題形式

- 歯科医師国家試験等は5肢以上の択一形式の問題も採用しているが、5肢以上の選択肢を作成することにより、試験問題作成に係る体制を強化する必要がある。試験委員の確保が困難になるとの指摘がある。

4) 試験問題数

- 試験問題数は、実地試験の出題内容を考慮した上で、決定すべきであるとの指摘もある。

5) 試験時間

- 受験生が試験問題を解くために、十分に判断できる試験時間を確保する必要があるとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 試験科目については、教育内容の大綱化を踏まえ、別紙1を参考として、見直す必要がある。
- 平成24年版歯科技工士国家試験出題基準についても、教育内容の大綱化を踏まえた別紙3を参考として、見直す必要がある。
- 教育内容の大綱化を踏まえた出題基準の導入の時期については、教育現場の体制を整えるための猶予期間を設ける必要がある。
- 受験者の知識、技能をより適切に評価する観点から、原則として出題形式は客観式の4肢択一とし、禁忌肢については設定しない方向で検討する。
- ①CAD/CAMやインプラント等の歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化等を評価するため、出題範囲を広げることが必要であること、②出題形式を原則として4肢択一とすること等から、試験問題数については、120題程度が妥当である。
- 試験時間は1題1～2分換算を基準として、試験時間を決定することが望ましい。

(3) 実地試験について

〈現状〉

- 実地試験は、実施要綱や「歯科技工士国家試験における実地試験実施マニュアル」に基づき、実施している。
- 実地試験は、共通問題3.5時間（全部床義歯の人工歯排列及び歯肉形成、歯形彫刻）と任意問題2時間（ろう型形成、線屈曲等）で実施しており、試験問題数は、平均4題である。

〈課題〉

- 現在、他の医療関係職種では、国家試験で実地試験を行っているものではなく、学説試験の臨床問題等で技能を担保している。
- ①歯科技工士は歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者であること、②歯科技工士学校養成所指定規則に規定する学科課程では、歯科技工実習が全体の約1/4以上を占めており、他の医療関係職種より教育上で実習に費やす時間の割合が大きいこと等から、実地試験により技能を評価すべきとの指摘がある。
- 歯科技工士は歯科技工指示書等に基づいて補てつ物を製作する必要があることから、実地試験はこれらを考慮したものとすべきであるとの指摘がある。
- 実地試験の内容は、例えば、歯形彫刻やろう型形成、線屈曲等の客観的な評価が可能なものに限定すべきとの指摘がある。

〈見直しの方向性〉

- 歯科技工士として必要な知識及び技能について、学説試験のみで評価することは困難であるため、歯科技工士国家試験においては、実地試験で技能を評価していくことが必要であると考えられる。
- 実地試験については、歯科技工士として必要な知識及び技能について、客観的評価が可能である試験内容を検討する。

(4) 合格基準について（実地試験を含む）

〈課題〉

- 現在、科目別得点のいずれかが、その科目の総点数の 30%未満のものがある場合は不合格となるが、科目別の試験問題数にばらつきがあり、試験問題数が少ない場合は、一題の比重が高くなるとの指摘がある。
- 〈見直しの方向性〉
 - 科目別の試験問題数のばらつきをなくすため、試験問題数が少ない科目については、それらの科目を合わせて「科目群」を設定することを検討する。
 - 合格基準については、「総点数の 60%以上の者を合格とする。ただし、科目群を設定し、その科目群の総点数の 30%未満のものがある者は不合格とする。」として、歯科技工士国家試験の可否を決定することが望ましい。
 - 科目群の総点数の 30%未満のものを不合格とする場合は、試験問題数が少ない科目群で一題の比重が著しく大きくなるように配慮すべきである。

4. 今後検討すべき課題

- 歯科技工士の資質向上を図り、国民に安全で質の高い歯科補てつ物を提供する観点から、歯科技工士国家試験の全国統一化を実施するだけでなく、教育内容をより充実し、修業年限の延長や学級定員の減員を行うべきとの指摘がある。その一方で、学生の確保や施設整備の増設等に伴う費用負担が必要となる等、養成施設における経営上の問題も指摘されている。修業年限の延長や学級定員の減員については、今後検討すべき課題であるが、歯科技工に係る技術革新や修復材料の多様化への対応といった歯科技工を取り巻く環境の変化や、歯科技工士に係る関係団体での意見調整等を踏まえ、た上で、対応すべきである。
- また、歯科技工実習については、養成施設で行う基礎的な実習のみであり、資格を取得した直後に業務を円滑に実施することが困難との指摘がある。学生が歯科技工を実施する施設を見学等することについては、受入れ施設の実態を調査した上で、体制を整える必要がある。

5. おわりに

- 本検討会では、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化等について議論を行い、本報告書にその内容を取りまとめた。
- 今後も時代の変容により、歯科技工士を取り巻く環境が変化する可能性は十分に考えられるため、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験については、必要に応じて見直しを行う。
- 本報告書に基づき、歯科技工士の養成及び歯科技工士国家試験の統一化がより適切に行われることを期待する。

別紙1

単位数	時間数	科目	単位数	時間数
30	15	外国語	200	2,200
	15	国際文化概論		
	15	国際法		
	50	電気工学概論		
	150	電の回路学		
	60	電子回路工学		
	220	電気工学		
	440	有機物工学		
	440	無機物工学		
	440	繊維工学		
	30	少人数電気工学		
	30	適正電気工学		
	520	電気工学概論		

参考(現行)

教育内容に必要な単位数および教育目標について

単位数	教育目標	教育内容	単位数	時間数
6	医療従事者として必要な科学的・論理的思考力を育て、人間性豊かに、且て主体的な判断行動を培う。加工技術の基礎的な知識を習得する。国際化及び情報化社会に対応する能力を習得する。	医療工学の目的、電気工学上の電気回路における役割、回路の構成、電気回路・電気治療の薬理について理解する。また、電気工上に必要となる電気法則について習得する。	7	92
7	歯の形態十分に理解し、歯の発生、加齢、歯肉、歯齦の骨及び口唇周囲の筋について理解する。顎関節の形態、顎口腔の機能、顎運動、咬合器、修復物の咬合について習得する。	電気工学に使用する材料の電気工学的特性・安全性・品質検査及び電気工上に必要となる機器の知識と加工技術	7	11
12	有機物工学に関する基礎を理解し、有機物工学の技術を習得する。	有機物工学に関する基礎を理解し、無機物工学の技術を習得する。	12	2
13	繊維の電気工学に関する基礎を理解し、繊維工学の技術を習得する。	繊維の電気工学に関する基礎を理解し、繊維工学の技術を習得する。	13	2
2	少人数電気工学、適正電気工学に関する基礎を理解し、適正電気工学の技術を習得する。	少人数電気工学、適正電気工学に関する基礎を理解し、適正電気工学の技術を習得する。	2	2
2	適正電気工学に関する基礎を理解し、適正電気工学の技術を習得する。	適正電気工学に関する基礎を理解し、適正電気工学の技術を習得する。	2	2
11	電気工学の基礎的な知識を習得する。	電気工学の基礎的な知識を習得する。	11	11

教育に必要な機械器具、標本及び模型

別紙2

(1) 設備品・機械器具

品名	個数	備考
技工台	学生数	
コンプレッサー	適当数	
石膏トラップ	適当数	
ダウエルピン・榫立器	適当数	
モデルリリーマー	適当数	
技工用エンジン	学生数	
技工用マイクロスコープ	適当数	
リングフアーマス	一以上	
真空埋没器	二以上	
溶接機(スポットまたはレーザー)	二以上	
鋳造機一式	適当数	鋳造機(遠心または吸引加圧または高周波)、リバーナー、ブローパイプを含む
ポーセレンフアーマス	一以上	
電気レース	適当数	
集塵機	適当数	
サンダーラスター	二以上	
研磨器	一以上	
スチームグリナー	適当数	
エアークッター	適当数	
エアータービン	適当数	
サバヤ	二以上	
脱ろう装置	適当数	
鋳造製作用器具一式	適当数	加熱重合器・加圧重合器・プラスチックプレス・熱可塑性樹脂成形装置を含む
パラボラメーター	一以上	
超音波洗浄器	二以上	
薬品保管器	適当数	
減菌器	適当数	
空気洗浄器	適当数	
光重合器	適当数	
顕色器(エドガイド含む)	適当数	
各種咬合器	各一	

歯科技工士国家試験の出題基準について

1. 歯科技工と歯科医療

(出題方針)

- (1) 歯科技工士法について出題する。
- (2) 歯科技工士に密接な法律について出題する。
- (3) 歯科技工物の品質管理について出題する。

番号	各一
実験台	適当数
実験用器具一式	適当数
万能試験機	一以上
顕微鏡一式	一以上

(2) 標本模型

品名	個数	備考
永久歯歯形彫刻模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種有床義歯模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種歯冠修復模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種インプラント模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種歯科矯正装置模型(ステップ模型を含む)	適当数	
各種咬合誘導装置模型(ステップ模型を含む)	適当数	
頭蓋骨模型	一以上	

(3) その他

品名	個数	備考
プロジェクター	一	
スクリーン	一	
VTR装置	一	視聴専用
パソコン	適当数	

(注) 学生数とは同時に実習を行う学生の数をいう。

大項目	中項目	小項目
1 衛生行政	A 憲法 B 組織及び活動	
2 歯科技工士法	A 法の目的と定義 B 免許 C 試験 D 業務 E 歯科技工所	<ul style="list-style-type: none"> a 法の目的 b 歯科技工の定義 c 歯科技工士の定義 d 歯科技工所の定義 a 免許 b 欠格事由 c 積極的要件と消極的要件 d 歯科技工士名簿 e 免許の登録、交付及び届出 f 免許の取り消し・業務停止 a 試験の目的 a 禁止行為 b 歯科技工指示書 c 指示書の保存義務 d 業務上の注意 e 守秘義務 a 届出 b 管理者 c 管理者の職務 d 改善命令 e 使用の禁止 f 広告の制限

	F 罰則	g 報告の徴収及び立ち入り検査 h 構造設備基準 a 歯科技工に関する違反行為と罰則
3 歯科技工管理	A 環境対策 B 品質管理	a トレーサビリティ b 感染予防
4 歯科医療関係法規	A 医療法 B 歯科医師法 C 歯科衛生士法	a 目的 b 病院、診療所の定義 a 目的 b 歯科医師の任務 a 目的 b 歯科衛生士の定義

2 歯・口腔の構造と機能

(出題方針)

- (1) 人の歯の形態と構造、口腔および周辺の筋・骨組織の基本的知識について出題する。
- (2) 顎口咬承器官における機能の概要、下顎位、下顎運動に関する基本的知識について出題する。
- (3) 歯科技工士の業務範囲にとどめ、特に咬合器の取り扱い、歯科技工物における咬合について出題する。

1 歯の概説	大項目	小項目
	A 定義 B 外形と内形 C 歯の種類と名称 D 歯の記号と歯式 E 歯の用語	a 歯冠 b 歯根 c 歯齶腔 a 前歯と臼歯 b 乳歯と永久歯 a 歯の記号 b 歯式 a 方向を表す用語 b 歯の部位を表す用語

	F 歯の形の概説	a 歯種の鑑別 b 上下の鑑別 c 順位の鑑別 d 左右の鑑別
2 永久歯の形態	G 歯の植立様式 A 切歯 B 犬歯 C 小臼歯 D 大臼歯	
3 歯の発生	A 歯胚の成長	a 歯冠の形成 b 歯根の形成
4 歯と歯周組織	A 歯の組織 B 歯周組織	a エナメル質 b 象牙質 c セメント質 d 歯髄 a 歯根膜 b 歯槽骨 c 歯肉
5 歯の異常	C 歯や歯周組織の加齢現象 A 歯の数と萌出の異常 B 歯の形態の異常 C 歯の色の異常	
6 歯列と咬合	A 歯列弓 B 咬合(上下顎歯列弓の位置関係) C 歯の傾斜(歯の植立方向) D 歯列と咬合の異常	a 歯列弓の形 b 咬合平面と咬合彎曲 c 隣在歯との位置関係
7 頭蓋の骨	A 頭蓋骨	上顎骨、口蓋骨、下顎骨、側頭骨、蝶形骨、頬骨、鼻骨、舌骨
8 口腔周囲の筋	A 浅頭筋 B 深頭筋	

9 口腔	A 口腔 B 口蓋 C 唾液腺 D 舌	a 口腔前庭 b 固有口腔 c 口腔粘膜 a 役割 b 部位 a 舌乳頭 b 味蕾 c 舌筋
10 顎口腔系の概説	A 顎口腔系とは B 顎口腔系の機能 C 顎口腔系の基準面 D 顎口腔系の加齢	a 顎口腔系を構成するもの a 咀嚼 b 発音 c 嚥下 d 表情 a 前頭面 b 矢状面 c 水平面
11 顎口腔系の形態	A 歯列関連の平面 B 歯列内の彎曲 C 下顎運動の分析に関する基準点・基準平面 D 咬合に関する平面	a ホンウイイル三角 b ハルクウイイル角 a スピーの彎曲 b ウィルソンの彎曲 c モンソンの球面 a 切歯点 b 顎頭点(下顎頭) a フランクフルト平面 b カンパル平面 c 咬合平面

E 顎関節 F 顎口腔系を構成する筋 G 顎口腔系の神経支配	d HIP 平面 a 関節円板 b 関節包 c 靭帯 a 咀嚼筋 b 咀嚼筋の機能 a 神経支配
12 下顎運動 A 下顎運動の種類 B 下顎の基本運動 C 下顎の限界運動	a 閉閉口運動 b 前後運動 c 側方運動 a 前方基準点 b 後方基準点 c ポッセルトの図形 d 顎関節部分の運動経路 e ゴシツクア一子
13 下顎位 A 咬頭嵌合位 B 下顎安静位 C 偏心位	a 安静空隙 a 前方位 b 側方位
14 歯の接触様式 A 歯の形態と機能 B 咬頭嵌合位での接触(咬合関係) C 偏心位での接触(咬合様式)	a 機能咬頭と非機能咬頭 b 覆蓋 a 咬頭対高 b 咬頭対辺縁隆線 c ABCコンタクト a 犬歯誘導 b グループファンクション c 両側性平衡咬合

15 咬合器	<p>A 咬合器の使用目的</p> <p>B 咬合器の機構と分類</p> <p>C 上顎模型の装着</p> <p>D 下顎模型の装着</p> <p>E 咬合器の調節</p> <p>F 半調節性咬合器の使用法</p>	<p>a 修復物の製作</p> <p>a 顎運動の再現法</p> <p>① 顎路の再現</p> <p>② 切歯路の再現</p> <p>b 咬合器の構造と分類</p> <p>① 平均値咬合器</p> <p>② 半調節性咬合器</p> <p>a チェックバイト法</p>
--------	---	---

3. 歯科材料・歯科技工機器と加工技術

(出題方針)

(1) 歯科技工に用いる材料と機器の特性および使用法に関する知識について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯科材料の性質	<p>A 機械的性質</p> <p>B 物理的性質</p> <p>C 化学的性質</p> <p>D 生物学的性質</p>	<p>a 応力とひずみ</p> <p>b 強さ</p> <p>c 屈性と延性</p> <p>d 硬さとその試験法</p> <p>a 密度</p> <p>b 熱膨張</p> <p>c 熱伝導率</p> <p>d 粘弾性</p> <p>a 腐食と変色</p> <p>b 接着性</p>
2 印象材	<p>A 分類</p> <p>B 種類</p> <p>C 性質</p>	<p>a 寸法安定性</p> <p>b 永久ひずみ・弾性ひずみ</p>

3 石膏	A 種類 B 性質	c 模型材との関係
4 ワックス	<p>A 種類と用途</p> <p>B 組成</p> <p>C 性質</p>	<p>a 流動性</p> <p>b 硬化時間</p> <p>c 硬化・吸水膨張</p> <p>d 圧縮強さ</p>
5 レジン成形	<p>A 義歯床用レジン</p> <p>B 加熱重合レジン</p> <p>C 常温重合レジン</p> <p>D その他の義歯床用レジン</p> <p>E 成形法</p> <p>F 人工歯</p> <p>G 歯冠用硬質レジン</p>	<p>a 所要性質</p> <p>a 組成</p> <p>b 性質</p> <p>a 組成</p> <p>b 性質</p> <p>a 種類</p> <p>a 加熱重合</p> <p>b 常温重合(流し込み成形)</p> <p>c 光重合</p> <p>d 加熱・加圧成形, 射出成形</p> <p>a 組成</p> <p>b 性質</p> <p>c 金属との結合</p>
6 セラミック成形	<p>A 歯冠用セラミック</p> <p>B 歯科用陶材</p> <p>C 金属焼付用陶材</p>	<p>a 種類</p> <p>a 種類</p> <p>b 組成</p> <p>c 築造・焼成</p> <p>d 性質</p>

	D オールセラミックス用陶材 (加熱加圧型セラミックス) E ジルコニア	a 金属との結合 a 種類 b 成形法の種類 a 種類 b 成形法
7 金属成形	A 歯科用合金 B 合金 C 銀合金 D コバルトクロム合金 E チタンおよびチタン合金 F 鋳造収縮と補正 G 埋没 H 鋳造操作 I 鋳造欠陥 J 金属の加工	a 所要性質 a 種類と用途 b 組成と添加元素の役割 c 性質 a 種類と用途 b 組成と添加元素の役割 c 性質 a 用途 b 組成と添加元素の役割 c 性質 a 種類と用途 b 組成 c 性質 a 埋没材 b 埋没操作 c 鋳型の加熱 a 金属の融解方法 b 鋳込み方法 c 鋳造機の種類 a 種類 b 原因と対策

	K 金属の接合 L 合金熱処理	a 塑性加工と硬化 b 焼きなまし a 鋳付け b 鋳付け法 c 溶接 d 銲接 a 軟化熱処理 b 硬化熱処理
8 切削・研削・研磨	A 意義と目的 B 切削・研削・研磨用材料と器械 C 方法	a レジンの研磨 b セラミックスの研磨 c 金属の研磨

4. 有床歯磨技工学

(出題方針)

- (1) 全部床および部分床歯磨技工に関する理論と技術について出題する。
- (2) 歯科技工操作および製作方法について出題する。

	1 有床歯磨技工に関する生体の基礎知識	大項目 A 基準平面 B 審美的基礎知識	中項目 a 咬合平面 b カンペル平面 c フランクフルト平面 a 顔貌と歯の形態 b SPA 要素 c スマイルライン	小項目
2 全部床歯磨の特性	A 構成要素 B 分類 C 維持、安定と支持			a 床用材料による分類 b 使用目的による分類
3 全部床歯磨の印象採得に伴う技工操作	A 研究用模型の製作 B 個人トレーの製作 C 作業用模型の製作			

4 全部床義歯の咬合採得に伴う技工操作	A 咬合床の製作 B 作業用模型の咬合器装着	a 咬合床の目的 b 床外形線と歯槽頂線 c リリーフ d ポストダム e 咬合床の製作方法 f 標準線 a 咬合平面板を用いた装着 b フェイスボウを用いた装着 c ゴシックアーチ描記装置の取りつけ
5 全部床義歯の人工歯排列と歯肉形成	A 人工歯の種類 B 人工歯の選択 C 前歯部人工歯排列 D 臼歯部人工歯排列 E 歯肉形成	a 前歯部人工歯排列の技工 b オーバーバイトとオーバージェット a 臼歯部人工歯排列の技工 b 歯槽頂間線法別 c 咬合平衡 d クリステンセン現象と調前彎曲 a 目的と方法 b 床線の形態 c S字状隆起とパラトグラム
6 全部床義歯の端義歯埋没とレジン重合	A 埋没の種類と方法 B 義歯床用レジンの埋入方法 C 義歯床用レジンの重合方法	
7 全部床義歯の咬合器装着および削合、研磨	A 咬合器再装着の方法 B 人工歯の削合	a スプリットキャスト法 b テンチの歯型法 a 削合の目的と方法 b 咬合小面 c 選択削合と自動削合 d 人工歯咬合面の形態修正
	C 義歯床研磨の目的と要点	

8 部分床義歯の特性	A 構成要素の種類 B 分類	a 残存歯、欠損の分布状態による分類 b 咬合圧の支持様式による分類 c 使用目的別による分類
9 部分床義歯の構成要素	A 支台装置	a 分類 b クラスプの種類と特徴 c レストの種類と目的 d 補助支台装置の種類と目的
10 部分床義歯の印象採得に伴う技工操作	B 連結子の分類と特徴 A 個人トレーの製作 B 作業用模型の製作	
11 部分床義歯の咬合採得に伴う技工操作	A 咬合床の目的と製作法	
12 クラスプ	A サバイヤーの使用目的、種類、使用方法 B クラスプの製作法	
13 アタッチメント	A 構造 B 種類	
14 テレスコープ義歯	A 構造と特徴	
15 パー	A 鑄造バーの製作 B 屈曲バーの製作	
16 部分床義歯の人工歯排列と歯肉形成	A 人工歯の選択 B 前歯部排列 C 臼歯部排列 D 歯肉形成における残存歯との関係	a 前歯部人工歯排列の技工 b 審美性の回復 a 臼歯部人工歯排列の技工 b 対合歯、隣在歯、支台装置との関係
17 部分床義歯の端義歯の埋没とレジン重合	A 加熱重合法 B 流し込みレジン重合法	
18 修理	A 破折・破損の原因	
19 リベースとリライン	A 目的	

	B 方法	
20 オーバーデンチャー	A 目的	
21 金属床構造	A 利点と欠点 B 製作法	

5. 歯冠修復工学

(出題方針)

(1) 各種歯冠修復物およびブリッジの製作に関する知識および技術について出題する。

(2) 歯科技工操作および製作法について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 歯冠修復工学概要	A 歯冠修復工学の意義と目的	
2 クラウンの概要と種類	A クラウンの意義、特徴、用途 B クラウンの種類	a 部分被覆冠の種類と特徴 b 全部被覆冠の種類と特徴
3 ブリッジの概要と種類	A ブリッジの特徴 B ブリッジの構成要素 C ブリッジの種類	a 固定性ブリッジ b 半固定性(可動性)ブリッジ c 可撤性ブリッジ
4 クラウン・ブリッジの具備条件	A 生物学的要件 B 構造的力学的要件 C 化学的要件 D 審美的要件	a 歯および歯列との関係 b 歯周組織との関係 c 清掃性との関係 d 機能の回復 e 形態の回復 a 化学的安定性
5 クラウン・ブリッジの技工操作	A クラウン・ブリッジの製作工程 B 印象材の種類と特徴 C 研究用模型 D 印象用トレー	ポーセレンインレー、アンレー、ポーセレンジャケットクラウン a 印象方法 a 使用目的

E 支台製造		a 種類と目的 b 製作法 a 意義と目的 b 種類と使用材料 c 製作法 a 意義と目的 b 種類と使用材料 c 製作法 a 要件と方法 a 意義と目的 b 構成と要件 c 種類 d 製作法 e 歯型の辺線形態 a 種類と特徴 a 意義と目的 b 方法 a 前装部の形態、接着方法 a 陶材の築造方法 b コンデンスの意義 c 陶材の焼成 d 破折の原因 a 要件と構造 b 種類と形態 c 適用部位 a ワンピースキャスト法 b 継付け法
F テンポラリークラウン・ブリッジ		
G シェードマッチング		
H 作業用模型		
I 咬合器装着		
J ワックスアップ		
K 研磨		
L レジン前装		
M 陶材の前装		
6 ブリッジ	A ポンティック B 通結法	

7 インプラント(人工歯根)	A 目的 B 種類 C 上部構造の製作	
8 CAD/CAM システム	A 特徴 B CAD の種類 C CAM の種類	

6.小児歯科技工学

(出題方針)

- (1) 歯の萌出について出題する。
- (2) 修復物、保険装置、スペースリゲーター、口腔習癖除去装置の目的と装置の構成に関する知識について出題する。
- (3) 保険装置、スペースリゲーターの製作に関する知識について出題する。

大項目	中項目	小項目
1 小児歯科治療の概説	A 小児歯科治療の意義と目的	
2 歯・顎・顔面の成長発育	A 歯の萌出 B 乳歯の形態的特徴 C 無歯期 D 乳歯列期 E 混合歯列期	<ul style="list-style-type: none"> a 乳歯の萌出時期と順序 b 永久歯の萌出時期と順序 c ヘルマンの歯齢 a 上下顎歯槽堤の対向関係 b 顎間空隙 a 乳歯列の形態 b 生理的歯間空隙 <ul style="list-style-type: none"> ① 置長空隙 ② 発育空隙 c 有隙型歯列と閉鎖型歯列 d オーバージェット、オーバーバイト e ターミナルプレーン a 第一大臼歯萌出期 b 切歯萌出期 <ul style="list-style-type: none"> ① 切歯の交換様式 c 側方歯群交換期 ① リーウエイスペース
3 小児の歯冠修復	A 小児の歯冠修復の特徴	

4 保険装置	B 小児の歯冠修復の種類	a 成形修復 b インレー c 被覆冠 ① 乳歯用既製金属冠
	<ul style="list-style-type: none"> A 保険の意義と目的 B 保険装置の必要条件と分類 C クラウンループ保険装置 D バンドループ保険装置 E デイスタルシチュエー保険装置 F 舌側弧線型保険装置 (リングアルアーチ) G ナンスのホールディングアーチ H 可撤保険装置 	<ul style="list-style-type: none"> a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点
		<ul style="list-style-type: none"> a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点
		<ul style="list-style-type: none"> a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具 d 製作法と製作上の注意点
		<ul style="list-style-type: none"> a 装置の構成 b 使用材料と器具 c 製作法と製作上の注意点
5 スペースリゲーター	<ul style="list-style-type: none"> A スペースリゲーティングの意義と目的 B 拡大ネジを応用したスペースリゲーター C アダムスのスプリングを応用した 	

6 口腔習癖除去装置	スペースリゲーター A 口腔習癖の種類 B 装置の種類	装置の構成 a 吸指癖除去装置 b 舌癖除去装置 ①装置の構成
7 咬合誘導装置に用いる維持装置	A アダムのクラスプ B シュワルツのクラスプ C 唇側線 D 単純鉤 E ボールクラスプ	a 特徴 b 製作法と製作上の注意点 a 特徴 b 製作法と製作上の注意点 a 特徴 b 製作法と製作上の注意点 a 特徴 b 製作法と製作上の注意点 a 特徴 b 製作法と製作上の注意点

7矯正歯科技工学

(出題方針)

- (1)矯正歯科治療の意義と目的について出題する。
- (2)矯正歯科技工に必要な器具および基本的突技に関する知識について出題する。
- (3)矯正用模型に関する知識について出題する。
- (4)矯正装置の目的と装置の構成に関する知識について出題する。
- (5)矯正装置の製作に関する知識については、主たる装置についてのみ出題する。

大項目	中項目	小項目
1 矯正歯科治療の概説	A 矯正歯科治療の意義と目的 B 正常咬合 C 不正咬合	a 意義と目的 b 動的矯正治療 c 保定 a 条件 b 種類

			a 個々の歯の位置異常 b 歯列弓の形態異常 c 上下の歯列弓の対向関係の異常 d アンガルの不正咬合の分類法
2 矯正歯科技工用器械・材料	A プライヤー B その他の器具・材料		A ミニトーチ b 構成咬合器 c スポットウェルダ― d 加圧重合器 e 矯正用線
3 矯正歯科技工の基本的突技	A 矯正用線の屈曲 B 自在鑑付け		a 線屈曲の原則 b 線屈曲の基本手技 a 自在鑑付けの一般的原則 b 自在鑑付け法の手順
4 矯正用模型の製作	A 矯正用口腔模型の種類と特徴 B 矯正用口腔模型の製作法		a 平行模型 b 顎型模型 c セットアップモデル(予測模型) a 平行模型の製作法と製作上の注意点 b セットアップモデル製作法と製作上の注意点
5 矯正装置の必要条件と分類	A 矯正装置の必要条件 B 矯正装置の分類		a 矯正装置の基本的な条件 b 口腔内で使用される矯正装置の所要条件 a 矯正力の働き方による分類 b 固定部の場所による分類 c 固定式か可撤式かによる分類
6 矯正装置の種類と製作	A 舌側弓線装置		a 目的 b 装置の構成 c 使用材料と器具

		<p>d 製作法と製作上の注意点</p> <p>e 舌側縁綫装置の応用法</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 種類</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p>
B ナンスのホールディングアーク		
C 顎間固定装置		
D アークチャート		
E バイオネーター		
F 咬合拳上板		
G 咬合斜面板		
H 可撤式拡大装置		
I 固定式急速拡大装置		
J 固定式緩徐拡大装置		
K ヘッドギア (大臼歯を遠心移動させる装置)		
L オトガイ帽装置 (チンキヤップ)		
M 上顎前方牽引装置		
N リップバンパー		

		<p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>a ダイレクトポイントリング法(直接法)</p> <p>b インダイレクトポイントリング法(間接法)</p> <p>a 目的</p>
0 マルチブラケット装置		
P フレنگルの装置		
7 保定装置		
A ホーラーの保定装置		<p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>c 使用材料と器具</p> <p>d 製作法と製作上の注意点</p>
B ラップアラウンドリテーナー		<p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p>
C トゥースポジションナー		<p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p>
D スプリングリテーナー		<p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p> <p>c 使用材料と器具</p> <p>d 製作法と製作上の注意点</p>
E 下顎犬歯間リテーナー		<p>a 目的</p> <p>b 装置の構成</p>

歯科専門職の資質向上検討会委員

氏名	所属	役職
大塚 吉兵衛	日本大学	学長
金澤 紀子	日本歯科衛生士会	会長
小森 貴	日本医師会	常任理事
末瀬 一彦	全国歯科技工士教育協議会	会長
宮村 一弘(第1回) 富野 晃(第2回~)	日本歯科医師会	副会長
古橋 博美	日本歯科技工士会	会長
眞木 吉信	全国歯科衛生士教育協議会	会長
俣木 志朗	日本歯科医学教育学会	理事長
佐藤 田鶴子(第1回) 松村 英雄(第2回~)	日本歯科医学会	副会長
安井 利一	日本私立歯科大学協会	副会長
山口 育子	ささえあい医療人権センターCOML	理事長

◎: 座長

歯科専門職の資質向上検討会

歯科医師ワーキンググループ委員

氏名	所属	役職
秋山 仁志	日本歯科大学	教授
一戸 達也	東京歯科大学	教授
伊東 隆利	伊東歯科口腔病院	院長
小正 裕	大阪歯科大学	教授
小森 貴	日本医師会	常任理事
田山 秀策	東京都立広尾病院	医長
丹沢 秀樹	千葉大学	教授
中島 信也	日本歯科医師会	常務理事
樋口 勝規	九州大学	教授
久 育男	日本耳鼻咽喉科学会	副理事長
藤井 規孝	新潟大学	教授
俣木 志朗	日本歯科医学教育学会	理事長
山口 育子	ささえあい医療人権センターCOML	理事長

◎: 座長

歯科専門職の資質向上検討会
 歯科技工士ワーキンググループ委員

氏名	所属	役職
大西 宏昭	大阪府岸和田保健所	所長
尾崎 順男	日本歯科大学東京短期大学	准教授
白石 小百合	横浜市立大学	教授
末瀬 一彦	全国歯科技工士教育協議会	会長
杉岡 範明	日本歯科技工士会	副会長
杉田 順弘	東洋医療専門学校	歯科技工士科 学科長
鈴木 哲也	東京医科歯科大学	教授
瀬古口 精良	日本歯科医師会	常務理事
時見 高志	有限会社 プラスONE	代表取締役
松下 正勝	岡山歯科技工専門学校	教務部長

○

○:座長

